

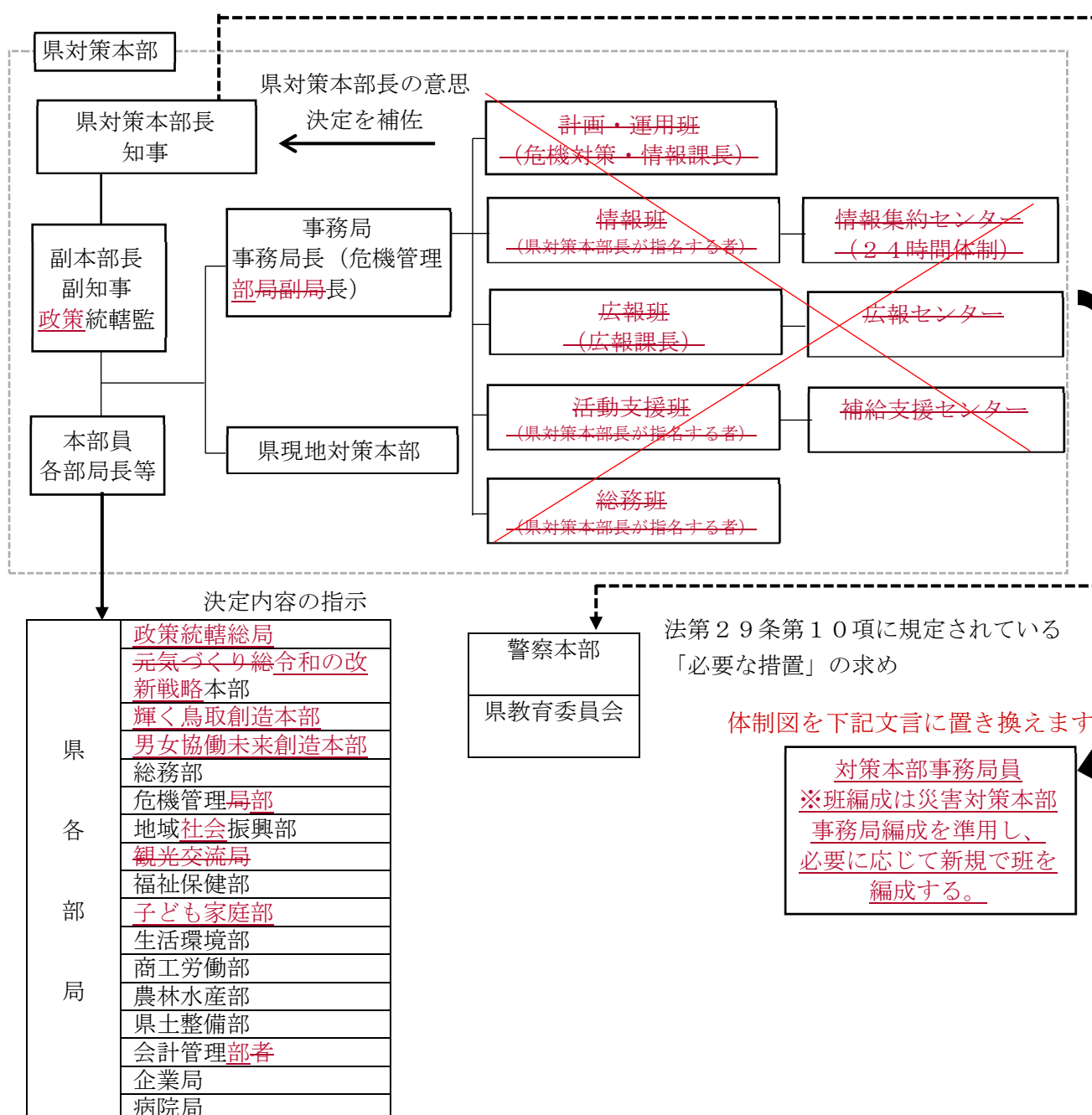
第5章 国民保護対策本部等、通信

要旨	国民保護対策本部等を設置すべき県・市町村に指定された場合に、県対策本部・市町村対策本部等を速やかに設置するなど、県、市町村及びその他の関係機関がとる活動体制について定めます。
----	---

1 県対策本部等

(1) 組織

ア 組織図



イ 県対策本部長

- (ア) 県対策本部長は、知事です。
 (イ) 県対策本部長は、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。
 (ウ) 知事が不在等の非常時における、知事権限委譲順位は次のとおりです。

第1位	副知事
第2位	<u>政策統轄監</u>
第3位	危機管理 <u>部</u> 局長
第4位	総務部長
第5位	<u>令和の改新戦略元気づくり</u> 総本部長
第6位	地域 <u>社会</u> 振興部長
第7位	福祉保健部長
第8位	県土整備部長
第9位	農林水産部長

ウ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事、政策統轄監です。
 (イ) 副本部長は、県対策本部長を補佐します。
 (ウ) 副本部長の継承順位は、知事権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (ア) 本部員は、以下のとおりです。

☐ 副知事 ☐ <u>政策統轄監</u> ☐ <u>政策統轄総局長</u> ☐ <u>令和の改新戦略元気づくり</u> 総本部長 ☐ <u>輝く鳥取創造本部長</u> ☐ <u>男女協働未来創造本部長</u> ☐ 総務部長 ☐ 危機管理 <u>部</u> 局長 ☐ 地域 <u>社会</u> 振興部長 ☐ <u>観光交流局長</u> ☐ 福祉保健部長	☐ <u>子ども家庭部長</u> ☐ 生活環境部長 ☐ 商工労働部長 ☐ 農林水産部長 ☐ 県土整備部長 ☐ 会計管理者 ☐ 企業局長 ☐ 病院事業管理者 ☐ 教育長 ☐ 警察本部長 ☐ その他職員で知事が指名する者
--	---

- (イ) 本部員は、県対策本部長の命を受け、県対策本部の事務に従事します。
 (ウ) 本部員が不在等の非常時においては、本部員の次級の先任者である県職員が代替職員となります。

オ 事務局

- (ア) 事務局は、危機管理部局副局長を事務局長とし、危機管理部局の職員及び各部局等からの応援職員により構成します。
 (イ) 事務局は、県対策本部の活動を補佐するもので、県対策本部長より権限を委任された場合を除き、各部局等を指示する権限はありません。
 (ウ) 事務局の各職員は、県対策本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、人に関すること、広報・広聴、情報、国民保護措置の実施、補給支援、県対策本部の運営に関する計画と指示の作成を行います。

(エ) 事務局の実施すべき主な事項は次のとおりです。

- ・ 実施計画の作成及びとりまとめ
- ・ 県対策本部会議の開催
- ・ 収集すべき情報の決定及び情報収集、整理及び集約
 (被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他必要な情報)
- ・ 県民への情報提供、報道機関との連絡調整などの広報
- ・ 各関係機関が行う国民保護措置に関する調整
- ・ 自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請

・その他県対策本部長から命ぜられた事項

班名	機 能
共通	1 実施計画の作成 2 その他県対策本部長から命ぜられた事項
計画・運用班	1 県対策本部会議の開催 2 県対策本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画のとりまとめ 4 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報班	1 情報要求の決定及び情報収集、整理及び集約 (・被災情報 ・避難や救援の実施状況 ・安否情報) ・その他計画・運用班等から収集を依頼された情報 2 情報の報告・通報 3 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
広報班	1 県民への情報提供、報道機関との連絡調整などの広報 2 県民からの広聴、相談
活動支援班	1 県内の各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援 3 指定（地方）行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請 4 指定（地方）公共機関への求め、指示等 5 補給、運送等の運用、調達に係る調整
総務班	1 通信の確保 2 消防防災ヘリコプターの運用 3 県対策本部の庶務業務

(2) 県対策本部の所掌事務

- ア 県対策本部長の意思決定の補佐
- イ 県対策本部長の関係機関に対する総合調整権の発動の補佐
- ウ 地方公共団体の長以外の当該団体の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整

(3) 県対策本部の設置

ア 設置の基準

県対策本部の設置の指定を受けたとき。（法第 27 条）

必要と認める場合には、内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します。（法第 26 条）

イ 廃止の基準

県対策本部の設置の指定の解除の通知を受けたとき。（法第 30 条）

ウ 設置及び廃止の公表

(ア) 県対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公表するとともに県対策本部の標識を掲示します。

(イ) 県対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表します。

エ 県対策本部の設置の通知等

(7) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星） 電話（有線、無線、衛星）、ファクシミリ、電子メール、文書等により公表（通知） ※庁内には庁内放送により周知	危機管理部対策・情報課 ※各部の所管施設等は各所管課
県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課
市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課
各消防局	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	
指定地方行政機関 指定（地方）公共機関	電話、ファクシミリ	
自衛隊	電話、ファクシミリ（有線）	
近隣県（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	

(イ) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表します。

必要により、県対策本部長は、記者会見等により自ら発表を行います。

オ 本部員、本部職員の参集等

県対策本部長は、速やかに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

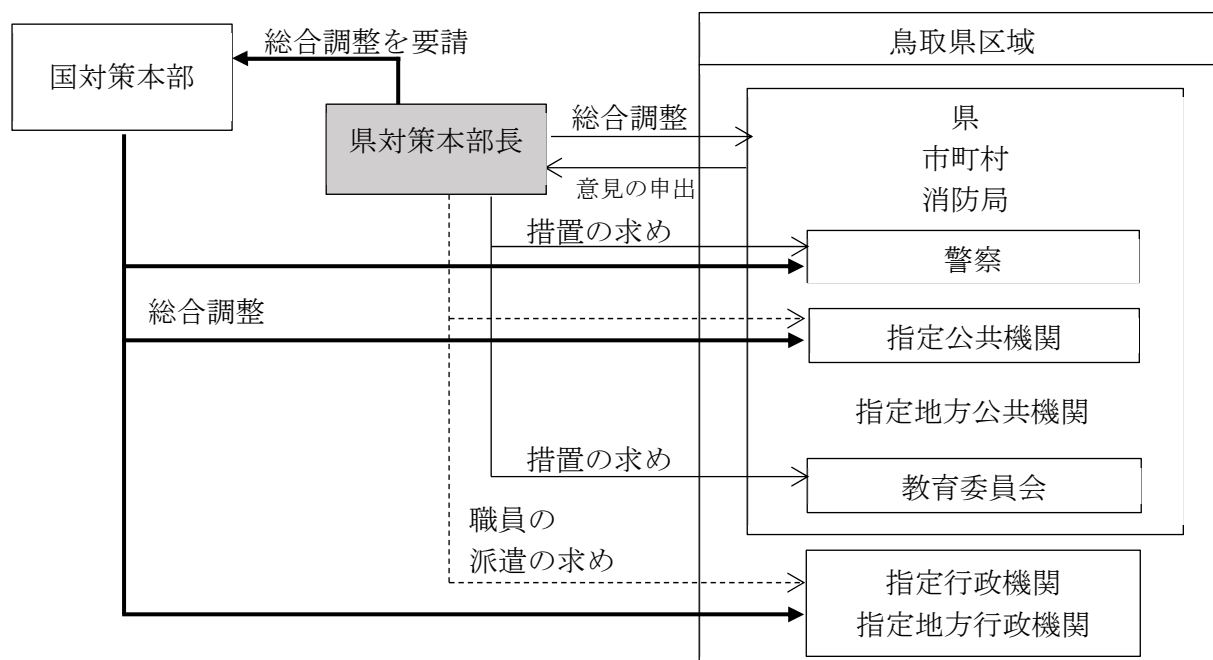
(4) 位置

通常、県対策本部は、県庁第二庁舎に設置します。

県庁第二庁舎が使用不能の場合は、県東部庁舎等に設置するものとします。

なお、東部地区が要避難地域のに含まれる場合などでは、必要に応じて、西部総合事務所、中部総合事務所あるいはその他県有地などに代替本部を設置します。

(5) 県対策本部長の権限



総合調整 (法第 29 条第 1 項)	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。 ※ 国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村及び指定（地方）公共機関の自主性及び自立性に配慮します。
職員派遣の求め (法第 28 条、第 29 条第 3 項)	必要があると認めるときは、国の職員その他県職員以外の者を県対策本部会議に出席させます。 指定行政機関、指定公共機関に対し、必要に応じて、連絡のための職員の派遣を求めます。
総合調整の要請 (法第 29 条第 4 項・第 6 項)	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請します。 市町村対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行います。(法第 29 条第 6 項)
情報の提供の求め (法第 29 条第 8 項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め (法第 29 条第 9 項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告、資料の提出を求めます。
措置の求め (法第 29 条第 10 項)	警察、教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。 ※ この場合、県対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(6) 県現地対策本部

知事は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や指定（地方）公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置します。

ア 組織

県現地対策本部に、県現地対策本部長、県現地対策副本部長、県現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

管轄地域	県現地対策本部長	県現地対策副本部長
鳥取県東部地区	東部 <u>地域振興事務所長振興監</u>	県対策本部長が指名するもの
鳥取県中部地区	中部総合事務所長	
鳥取県西部地区	西部総合事務所長	
県対策本部長の特命する地域	県対策本部長が指名するもの	

(7) 県現地対策本部長

県現地対策本部長は、県現地対策本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督します。

(i) 県現地対策副本部長

- a 県現地対策副本部長は、県対策本部の本部員、その他の職員の中から本部長が指名します
- b 県現地対策副本部長は、県現地対策本部長を補佐し、県現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。

イ 運営

県現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は県現地対策本部長が定めます。

ウ 位置

県現地対策本部は特別の場合を除き、当該地区を所管する県総合事務所内（東部地区は県東部庁舎又は県八頭庁舎）に設置します。

エ 県現地対策本部の設置及び廃止の公表

県現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3)ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 役割

(7) 県現地対策本部長は、県対策本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

概ね次の業務を想定しています。

- 1 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- 2 市町村及びその他の関係機関との連絡調整に関すること
- 3 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
- 4 自衛隊の国民保護等派遣に係る意見具申に関すること
- 5 県対策本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること
- 6 各種相談業務の実施に関すること
- 7 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること

(i) 県現地対策本部長は、武力攻撃による災害が大規模で所管区域の市町村、消防機関等が被災情報を把握できないと認めるときは、情報収集を担当する班を組織する等して、被災地域の市町村役場及び被災地域の情報を直接収集・分析し、県対策本部に報告します。

情報収集に当たっては、県対策本部が組織する情報班と密接な連絡のもとに活動します。

- ~~1 被害及び復旧状況の情報分析に関すること~~
- ~~2 市町村及びその他の関係機関との連絡調整に関すること~~
- ~~3 現場部隊の役割分担及び調整に関すること~~
- ~~4 自衛隊の国民保護等派遣に係る意見具中に関すること~~
- ~~5 県対策本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること~~
- ~~6 各種相談業務の実施に関すること~~
- ~~7 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること~~

(7) 予備対策本部

県対策本部長は、必要に応じ、予備対策本部を設けます。

予備対策本部は、万一の場合に備えて県対策本部の機能をバックアップするもので、県対策本部の指示に基づき、東部地域振興事務所長振興監又は県総合事務所長が開設し、県対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。

(8) 県対策本部の運営及び警戒

ア 県対策本部の運営

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように勤務し、施設等の運営の要領を適切に定めます。

長期にわたる円滑な勤務が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制への移行を円滑に実施します。

イ 国現地対策本部との連携

国現地対策本部が設置された場合、県対策本部は国現地対策本部との連携を密にして、円滑な国民保護措置の推進を図ります。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。

ウ 県対策本部の警戒

知事（危機管理部局）は全般の状況、特に事態の状況を考慮して本部警戒計画を作成します。

県対策本部への出入りについては、確認を行い、事前に許可登録を受けた県対策本部要員に限ります。

警戒に当たっては、警察あるいは自衛隊と密接に連携します。

(9) 県対策本部の移転

県対策本部及び国現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、県対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 県対策本部の予定位置

国民保護措置全般の状況の推移に即応し、各実施部及び関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

イ 移転の手続

危機管理部局長は、事態の進展に伴い、県対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、県対策本部長の承認を受けます。

県対策本部の細部位置については、関係部局と調整して計画、決定します。

位置の選定にあたっては、県対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

ウ 移転に伴う通信等

県対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、情報班指名された職員は、移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残置し、国及び関係機関との通信を確保します。

また、県対策本部長の移動間の通信を確保します。

エ 先行班

先行班は、事務局及び各実施部の代表者で編成します。

県対策本部の移転先の細部位置が決定したならば、あらかじめ計画した先行班を派遣します。必要な準備を行うために、派遣された先行班の要員はを先行させて、移転先における通信手段その他必要な準備を行います。

~~移転に際しては、新たに開設される県対策本部の細部位置が決定したならば、必要な準備を実施するため、あらかじめ計画した先行班を派遣します。~~

オ 移転の要領

県対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

県対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

カ 移転に伴う調整と報告

県対策本部の移転に際しては、県対策本部の活動を継続的に確保するため、国及び関係機関と密接に調整し、新位置等については、国対策本部及び関係機関等に通報します。

報告・通報先は、県対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 県対策本部の移転先 2 移転の時期 3 移転の経路 4 連絡方法 5 その他
	県対策本部長の移転先への到着	

(10) 現地調整所

知事及び市町村長は、関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや県対策本部との情報共有を円滑に行うため、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場において現地調整所を設置します。

2 職員等の活動体制

(1) 県職員の配備体制基準

基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容
レベル1 （平時） （Green）	県庁各部署又は 防災当直	1 24時間にわたって常時情報を収集。	1 県庁としての準備は行わないが、各職員は所在位置を明確にするなど、不測事態に備えます。
レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体制（Ⅰ）に対する準備を行います。
レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）	緊急対応チームの設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、危機管理部長が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	1 関係各部においては、国民保護業務に従事するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議します。 2 関係各部においては、警戒体制（Ⅱ）に対する準備を行います。
レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）	危機管理委員会の設置	1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の国家安全保障会議の緊急事態大臣会合が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	各部は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部局長の指示に従い、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
レベル5 非常体制 （Red）	危機管理対策本部の設置	1 県内で警報が発令されたとき。 2 県対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	緊急事態行政組織に移行します。 県関係の全職員をもって国民保護措置に従事します。
	県対策本部の設置	1 国から県対策本部設置の指定を受けたとき。	

（注）1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用します。

2 警察本部の配備体制は、警察本部長の定めるところによります。

(2) 県職員の動員計画

ア 関係機関における国民保護要員の動員

武力攻撃災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関の対策実施責任者は、それぞれ平素から武力攻撃事態等における動員体制を確立します。

イ 県における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、各部（局）は前述の配備体制にしたがって、職員動員計画により動員を行います。

ただし、各部（局）長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

(イ) 各課（室）長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

ウ 防災連絡責任者

(ア) 各主管課の防災連絡責任者は、被害情報について、各課（室）防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに伝達あるいは収集報告に当たります。

(イ) 各課（室）防災連絡責任者

各課（室）防災連絡責任者は、主管課防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、被災情報等について把握、連絡等を図ります。

(ウ) 防災連絡責任者の報告

各部局の主管課は、~~地方機関を含めた部局内の~~防災連絡責任者をとりまとめ、各年度当初に危機対策・情報課長に報告します。なお、変更があった場合は、そのつど報告します。

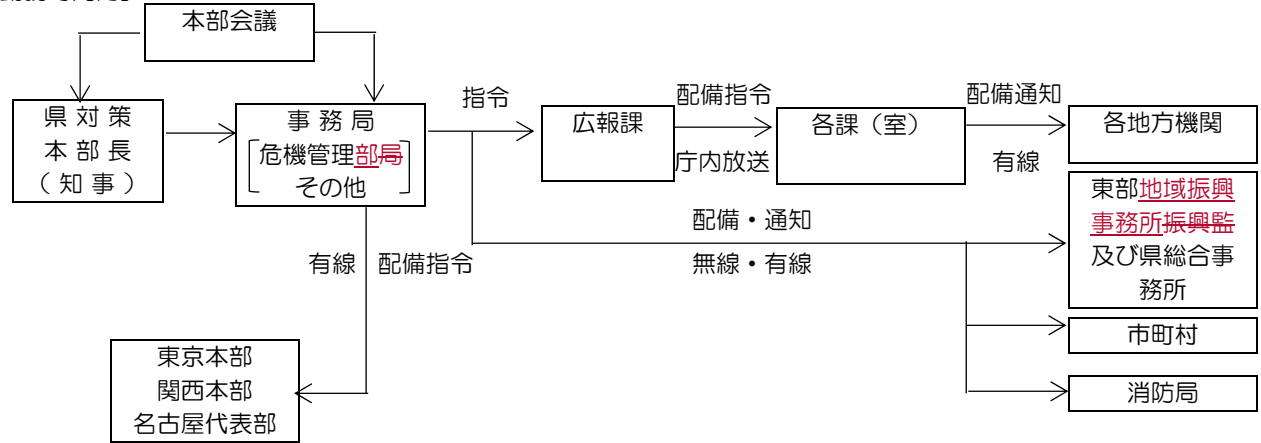
エ 地方機関の動員体制

地方機関における動員体制は、地方機関の長において本庁の動員体制に準じ別に定めます。

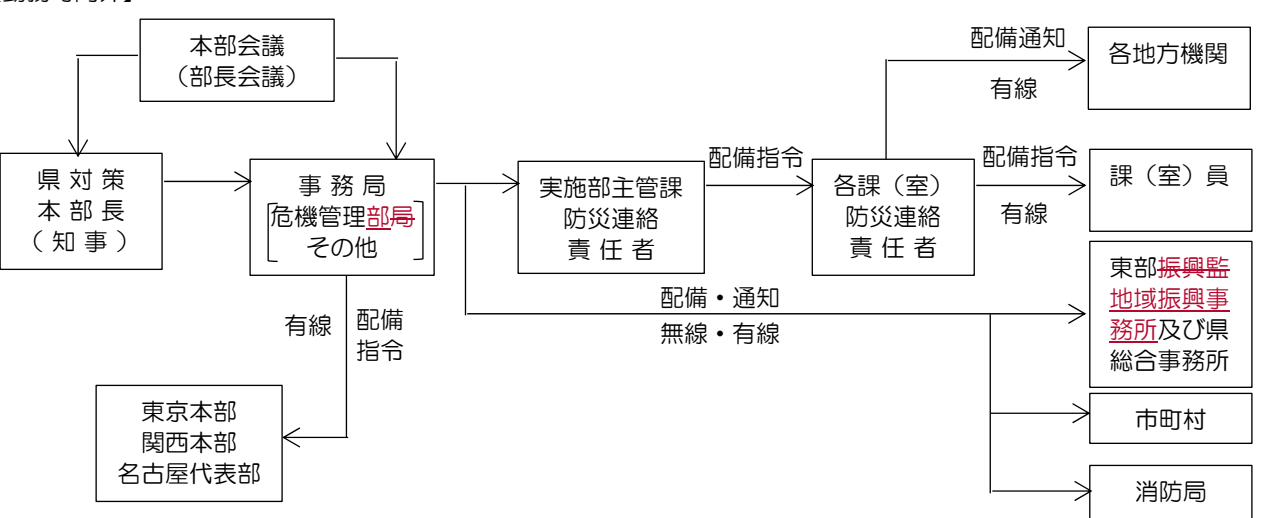
オ 動員配備のための連絡体制の確保

県における職員の動員配備は、次の系統で伝達し、動員配備します。各課（室）においては、防災連絡責任者においてあらかじめ動員順位、連絡方法等について具体的に計画します。

【勤務時間内】



【勤務時間外】



カ 情報連絡室の設置（注意体制、レベル２）

県（危機管理~~部局~~）は、武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報を入手した場合は、情報連絡室を設置し、情報集約体制を強化します。

区 分	内 容
構 成	当直職員、防災連絡員、その他危機管理 部局 長が必要と認める職員
業 務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 危機管理 部局 職員等に対する災害情報等の連絡 4 上記のほか特に危機管理 部局 長が指示する業務

キ 警戒体制及び非常体制（レベル３以降）

（ア）参集

夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生した場合、県庁各部局の職員は国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき、自発的に参集します。

(イ) 参集の遅延

参集場所に参集できない場合は、最寄りの地方機関等に参集の上、その旨を所属長に報告します。

心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。~~この場合、医師その他参集できなかった事由を証明することができる者の証明書を提出します。~~

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
危機管理 部局	県対策本部	県対策本部の開設 県対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で県対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各部局	部局の応急対策業務
地方機関勤務者	当該職員が勤務する地方機関	地方機関の応急対策業務

(注) 参集場所等を別に定めている部局を除きます。

ク 職員の待機

職員は常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、武力攻撃が発生し又は発生するおそれがあるときは、課（室）防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機します。

ケ 特殊標章等の携帯

国民保護法に基づき、文民保護の国際的標章を使用し、身分証明書を携行します。

3 市町村の対策本部等

(1) 市町村の対策本部

ア 設置の基準

市町村長は、国対策本部から市町村対策本部設置の指定を受けたときは、市町村対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。なお、指定がなく市町村対策本部を設置する必要があるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に指定を要請するものとします。

イ 設置前の措置

市町村対策本部が設置される前又は設置されない場合における国民保護措置の実施は、市町村対策本部が設置された場合に準じて処理するものとします。

ウ 組織等の整備

市町村は、市町村対策本部に関する組織を整備し、市町村対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めるものとします。

エ 設置及び廃止

市町村は、市町村対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防局等の関係機関に通報するよう努めるものとします。

オ 情報連絡体制

市町村は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、当直等の強化など情報連絡体制を確保するよう努めるものとします。

(2) 関係機関

指定（地方）公共機関は、国民保護措置を実施するために必要な組織を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及び服務基準を定めるものとします。

(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携

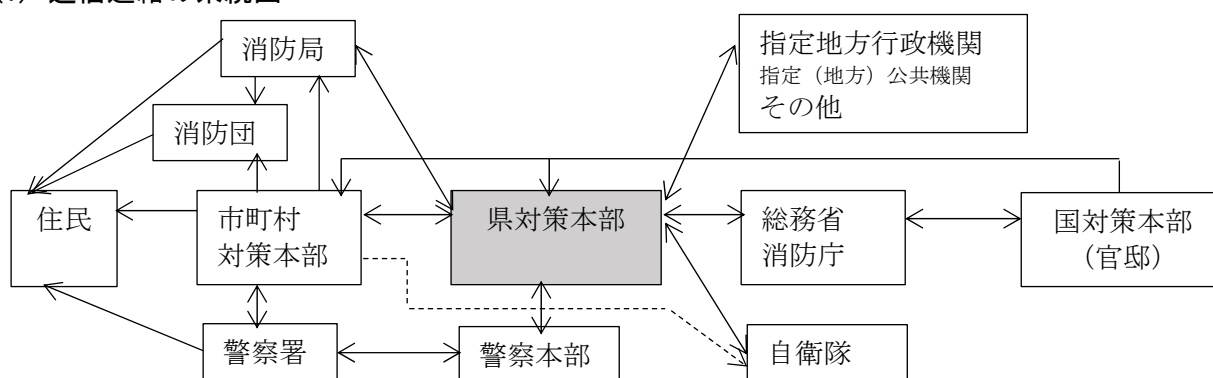
県対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、市町村の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

4 県緊急対策本部

県緊急対策本部については、「1 県対策本部等」に準じます。この際、「県対策本部」を「県緊急対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図



鳥取県国民保護計画

(2) 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理部局長が統括します。

部局長等は、県対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

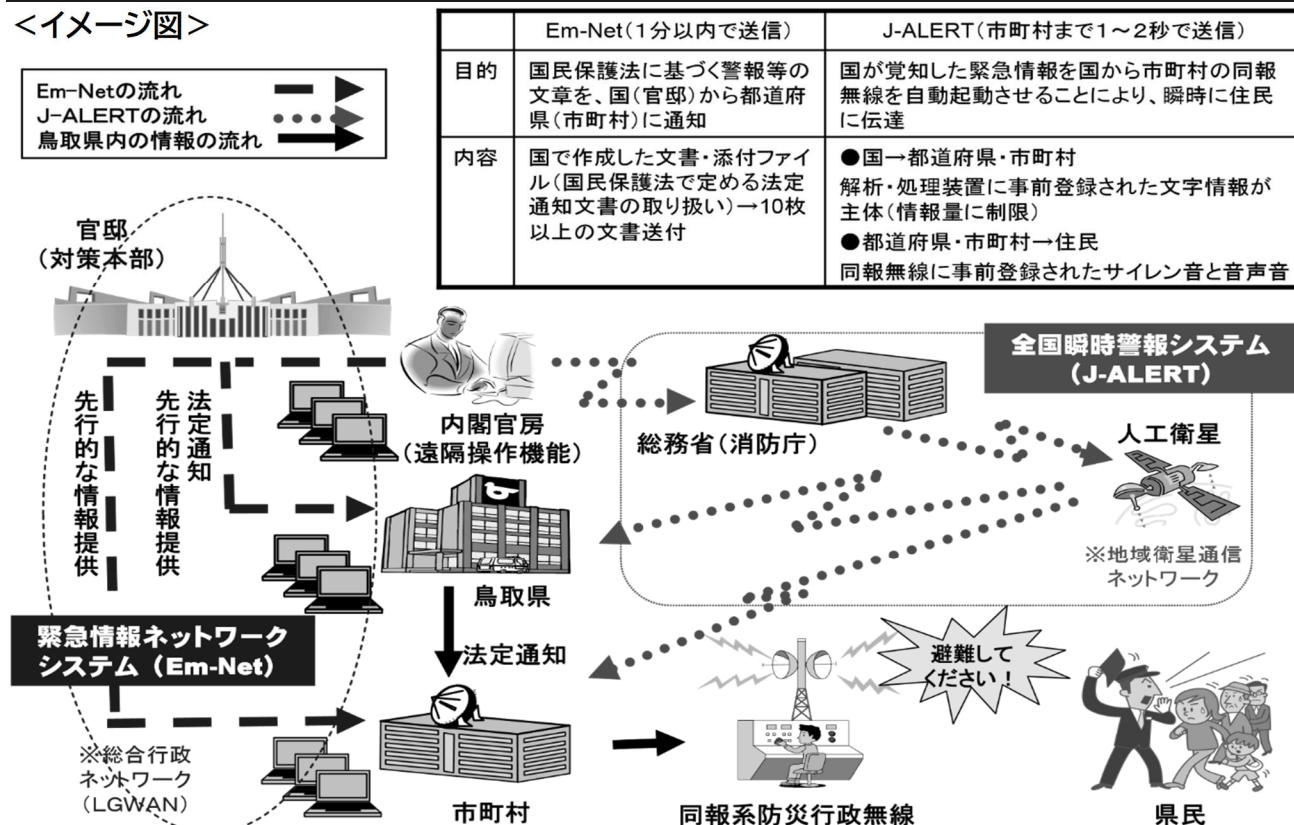
国（消防庁）と危機管理部との間においては、消防防災無線又は地域衛星通信ネットワーク回線、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、国対策本部（官邸）と県及び市町村対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）や全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情報の伝達を行います。危機管理局は他の各部局、県東部庁舎・八頭庁舎及び各県総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。

Em-NetとJ-ALERT

<イメージ図>



(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 通信組織	構 成	維持、運営
鳥取県 防災行政無線 県内各機関	県庁・県総合事務所を中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 国対策本部 (内閣官房)	総合行政ネットワーク（L G W A N）又はインターネット回線を利用し、国（官邸）と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	内閣官房が維持、運営を行っています。
全国瞬時警報システム (J-ALERT) (内閣官房、消防庁)	地域衛星通信ネットワークを利用し、国（内閣官房・消防庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達します。	内閣官房、消防庁が維持、運営を行っています。
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った（財）自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、（財）自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	（財）自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、（財）自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

(4) 通常時の情報伝達手段

知事（危機管理**部局**）は、防災行政無線を使用して以下のとおり情報の送受信ができます。

通信手段	送受信先	情報送信	情報受信
鳥取県 防災行政無線	県東部庁舎・県八頭 庁舎及び各県総合事 務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉	電話 ファクシミリ
	県地方機関 防災関係機関	電話 音声一斉	
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信 ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、 消防含む）	電話 ファクシミリ 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
	東京本部	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用

(ア) 非常通話及び非常電報

通話、通信内容	武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報については、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。 ① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報 ② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項 ③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項 ④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、又は復旧その他運送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項
---------	---

通話、通信内容	⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項 ⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項 ⑦ 警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項 ⑧ 災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの
非常通話及び非常電報の取扱い	① 非常通話 あらかじめN T T西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。 通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。 ② 非常電報 発信するときは「非常」と朱書するものとします。

イ その他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

知事又は市町村長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。	☐ 警察事務設備 ☐ 消防事務設備 ☐ 水防事務設備 ☐ 航空保安事務設備 ☐ 海上保安部事務設備 ☐ 気象業務設備 ☐ 鉄道事業設備 ☐ 軌道事業設備 ☐ 電気事業設備 ☐ 鉱業設備 ☐ 自衛隊設備 ☐ NHK ☐ 山陰放送 ☐ 日本海テレビ ☐ 山陰中央テレビ ☐ エフエム山陰 ☐ C A T V 事業者	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限る。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする「移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。

県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与（無償）を受けます。

なお、総務省（中国総合通信局）が所有する機器の種類及び数量は、次のとおりです。

種類	数量
移動通信機器（簡易無線機等）	約 1, <u>6 5 0</u> 5 0 0 台

※衛星携帯電話、MCA用無線局、簡易無線機局、公共ブロードバンド移動通信システム

※詳細は、~~<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/bousai/01-1.html>~~を参照